

食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の取消し 審査基準

【事務の根拠】

○食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第十八条
都道府県知事は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。

【参考条文】

○令第十四条

都道府県知事は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

○食品衛生法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第四十八条第六項第三号

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

三 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

○令第十九号

登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書その施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。